

認知症高齢者グループホームいしばし
指定認知症対応型共同生活介護
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人関記念栃の木会が開設する認知症高齢者グループホームいしばし(以下、「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあって要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあたっては、下野市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報提供を行う。
- 8 前7項のほか、「下野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日条例第15号)、「下野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年3月22日条例第16号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症高齢者グループホームいしばし
- (2) 所在地 栃木県下野市上古山569-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤または兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 介護員 3名以上(利用者が9名の場合)

介護従業者は、利用者に対し、必要な介護及び世話、支援を行う。

- (3) 計画作成担当者 1名以上(常勤または兼務)

計画作成担当者は適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成し、利用者及びその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、介護従業者、利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示

上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、次の掲げる費用の支払いを利用者から受けることとする。

- | | | |
|----------|-------|---------|
| (1) 家賃 | 1月当たり | 40,000円 |
| (2) 光熱水費 | 1月当たり | 20,000円 |
| (3) 食材料費 | 1食当たり | 400円 |
| (4) オムツ代 | | |

(オムツ代については、それぞれの本人にかかった費用を実費にて徴収する。)

(5) 理美容代

(理美容代については、本人にかかった費用を実費にて徴収する。)

4 その他、日常生活上で通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

5 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いを同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

9 法定代理サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

10 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居の申込みに際し、医師の診断書等により入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者で当該サービスを受けることが困難であると認めた場合は、適切な他の施設、医療機関を紹介するなどの適切な措置を講じるよう努める。

4 入居に際しての心身の状況、生活歴、病歴等の把握及び利用者又はその家族への入居に際しての説明、同意の確認をするため、以下の書類に該当事項を記載の上、事業者へ提出するものとする。

- ・入居申込書
- ・健康診断書
- ・身元保証書
- ・利用契約書 (事業者、利用者・各1通)
- ・重要事項説明書 (事業者、利用者・各1通)

5 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(個人情報保護)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じる事とする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)に関し、介護保険第23条の規定により下野市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は下野市からの質問若しくは照会に応じ、及び下野市が行う調査に協力するとともに、下野市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第13条 事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うこととする。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

(非常災害及び緊急時対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 2 利用者の病状に急変又は事故、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに事業所が定めた協力医療機関、主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、下野市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携期間を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(感染症防止対策)

第17条 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策会議を6ヶ月に1回程度定期的で開催し、その結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、介護職員及びその他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための啓発、研修を定期的に年2回以上実施する。
- 4 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発をするため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等で高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを下野市に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携など)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は年4回の理事会評議員会で協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成23年12月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和3年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和4年 9月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。